平成２２年（フ）第５８４号
埼玉県鴻巣市吹上本町４丁目11番16号　第１アパート２－３
債務者　栗原　直樹
1　決定年月日時　平成22年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月17日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第２４４号
埼玉県深谷市上野台2393番地４　関口ホームズ１号棟
債務者　関口亨、達城亨こと　裵　　亨
1　決定年月日時　平成22年６月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月17日までさいたま地方裁判所熊谷支部

平成２２年（フ）第２４５号
埼玉県深谷市上野台2393番地４　関口ホームズ１号棟
債務者　関口佐代美
1　決定年月日時　平成22年６月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月17日までさいたま地方裁判所熊谷支部

平成２２年（フ）第４１号
北海道様似郡様似町本町２丁目61番地の２
債務者　鈴木　和之
1　決定年月日時　平成22年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月18日まで札幌地方裁判所浦河支部破産係

平成２２年（フ）第４４号
岩手県奥州市水沢区秋葉町97－６　ＳＴパストラル101号室、住民票上の住所岩手県奥州市水沢区字寺小路27番地７
債務者　佐々木良一
1　決定年月日時　平成22年６月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月18日まで盛岡地方裁判所水沢支部

平成２２年（フ）第４７号
岩手県奥州市胆沢区小山字小林５番地２
債務者　五嶋壽賀子
1　決定年月日時　平成22年６月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月18日まで盛岡地方裁判所水沢支部

平成２２年（フ）第４５９号
埼玉県鳩ヶ谷市本町３丁目１番13号　第２ミナトビル４Ｃ、旧住所埼玉県鳩ヶ谷市南２丁目20番４号　和光マンション104号
債務者　山口　由人
1　決定年月日時　平成22年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月18日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第４６０号
埼玉県鳩ヶ谷市本町３丁目１番13号　第２ミナトビル４Ｃ、旧住所埼玉県鳩ヶ谷市南２丁目20番４号　和光マンション104号
債務者　山口　ユミ
1　決定年月日時　平成22年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月18日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第５０９号
埼玉県北本市石戸２丁目183番地
債務者　菊地　広代
1　決定年月日時　平成22年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月18日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第６２４号
埼玉県鴻巣市小松４丁目２番27―612号　小田急マンションＢ
債務者　日野　町子
1　決定年月日時　平成22年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月18日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第６２６号
埼玉県新座市野火止５丁目20番10号　栄コーポ203号室
債務者　今枝　榮一
1　決定年月日時　平成22年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月18日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第６７１号
埼玉県蕨市中央２丁目８番30号　ときわコーポ102号
債務者　坂梨　征勝
1　決定年月日時　平成22年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月18日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第６７２号
埼玉県蕨市中央２丁目８番30号　ときわコーポ102号
債務者　坂梨香代子
1　決定年月日時　平成22年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月18日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第７０７号
さいたま市見沼区東大宮４丁目６番地33　Ｂｅｓｔ　Ｓｔａｇｅ東大宮101号
債務者　加瀬　健二
1　決定年月日時　平成22年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月18日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第７０８号
さいたま市見沼区東大宮４丁目６番地33　Ｂｅｓｔ　Ｓｔａｇｅ東大宮101号
債務者　加瀬　澄子
1　決定年月日時　平成22年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月18日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第７３１号
さいたま市大宮区櫛引町１丁目479番地２　グランショコラⅡ102
債務者　菊池　美紀（旧姓加古川）
1　決定年月日時　平成22年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月18日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第８２８号
埼玉県戸田市美女木１丁目30番地の８　美女木ハイツ707号室
債務者　安崎　道博
1　決定年月日時　平成22年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月18日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係